

危険物 Q & A 集

整理番号	31	区分	運搬・移送	A	1																																																	
質 問	危険物を車に積載して運搬するときの注意点はなんですか？																																																					
回 答	<p>危険物を車に積載する際の運搬容器は、多少のトラブルが発生しても事故につながらないように、次のことに気をつけて適切な方法で積載・運搬しなければなりません。</p> <p>1 積載方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運搬する危険物に適応した容器であること。 ② 運搬容器の収納口を上方に向けて積載する。 ③ 危険性に応じ、遮光、防水措置等を行う。 ④ 落下、転倒しないようロープ等により固定する。 ⑤ 類の異なる危険物は、法令で定める場合を除き同時に積載することはできません。危険物を混載については次の表のとおりです。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 12.5%;">第1類</th> <th style="width: 12.5%;">第2類</th> <th style="width: 12.5%;">第3類</th> <th style="width: 12.5%;">第4類</th> <th style="width: 12.5%;">第5類</th> <th style="width: 12.5%;">第6類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th style="text-align: left;">第1類</th> <td style="border: none;">/</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">第2類</th> <td>×</td> <td style="border: none;">/</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">第3類</th> <td>×</td> <td>×</td> <td style="border: none;">/</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">第4類</th> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td style="border: none;">/</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">第5類</th> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td style="border: none;">/</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">第6類</th> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td style="border: none;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 指定数量の1/10以下の危険物には適用しない。</p> <p>※ 高圧ガス(内容積120ℓ未満の容器に充てんされた不活性ガス、液化石油ガス・圧縮天然ガス(第4類との混載に限る。), アセチレンガス・酸素ガス(第3類、第4類との混載に限る。))</p>						第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第1類	/	×	×	×	×	○	第2類	×	/	×	○	○	×	第3類	×	×	/	○	×	×	第4類	×	○	○	/	○	×	第5類	×	○	×	○	/	×	第6類	○	×	×	×	×	/
	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類																																																
第1類	/	×	×	×	×	○																																																
第2類	×	/	×	○	○	×																																																
第3類	×	×	/	○	×	×																																																
第4類	×	○	○	/	○	×																																																
第5類	×	○	×	○	/	×																																																
第6類	○	×	×	×	×	/																																																

	<p>2 運搬方法について</p> <p>危険物によけいな振動や刺激を与えないよう、慎重かつ着実に運搬しなければなりません。加えて、指定数量以上の危険物を運搬する場合は、次のことにも気をつける必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 車両の前後に「危」の標識を掲げる。 ② 危険物に適応した消火器等を積む。 ③ 休憩などで車両を停車させる場合は、安全な場所を選ぶ。
<p>根拠法令 等</p>	<p>消防法 第16条 危険物の規制に関する政令 第28～30条 危険物の規制に関する規則 第6章</p>